

表 1
軽自動車

車種区分			税額（年額）		
			①初度検査が平成27年3月31日以前の車両	②初度検査が平成27年4月1日以後の車両	③初度検査後13年経過した車両（経年重課）
四輪	乗用	自家用	7200円	1万800円	1万2900円
		営業用	5500円	6900円	8200円
	貨物	自家用	4000円	5000円	6000円
		営業用	3000円	3800円	4500円
三輪			3100円	3900円	4600円

表 2
原動機付自転車、二輪車など

車種区分		税額（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2000円
	50cc超 90cc以下	2000円
	90cc超 125cc以下	2400円
	ミニカー	3700円
二輪の軽自動車	125cc超 250cc以下	3600円
二輪の小型自動車	250cc超	6000円
小型特殊自動車	農耕作業用（トラクターなど）	2000円
	その他（フォークリフトなど）	5900円
雪上車	660cc以下	3600円

表 3
軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

初度検査が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの車両						
車種区分			税額（年額）			
			特例なし	特例①	特例②	特例③
四輪	乗用	自家用	1万800円	2700円	5400円	8100円
		営業用	6900円	1800円	3500円	5200円
	貨物	自家用	5000円	1300円	2500円	3800円
		営業用	3800円	1000円	1900円	2900円
三輪			3900円	1000円	2000円	3000円



軽自動車税の 税額のお知らせ

平成30年度の軽自動車税

国の税制改正により、平成28年度から、軽自動車税の税額が変更されていますので確認してください。

問い合わせ
市民税課（市庁舎2階、☎65・4119）

軽自動車

初度検査年月に応じて、税額が決まります。（表1）

※初度検査：新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査。初度検査年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。

①初度検査が平成27年3月31日以前の車両

初度検査から13年を経過するまでは旧税額のままです。

②初度検査が平成27年4月1日以後の車両

平成28年度から新税額が適用されています。

能の優れた車について、グリーン化特例が適用されます。（表3）適用されるのは、平成29年4月1日～平成30年3月31日までに初度検査を受け、次の条件を満たしたものに限りです。

各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

◆特例①

電気自動車、天然ガス軽自動車：平成30年排出ガス規制に適合するものまたは平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス10％軽減車

◆特例②

乗用：平成32年度燃費基準＋30％達成車

貨物：平成27年度燃費基準＋35％達成車

◆特例③

乗用：平成32年度燃費基準＋10％達成車

貨物：平成27年度燃費基準＋15％達成車

※特例②③は、平成17年排出ガス基準75％低減達成車（★★★★）または平成30年排出ガス基準50％低減達成車に限りです。



改めて弔慰の意を表します

第十回特別弔慰金のご案内

国では、戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表するため、特別弔慰金を支給しています。

問い合わせ
社会課（市庁舎2階、☎65・4146）

特別弔慰金とは、戦後70周年に当たり、今日の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、改めて弔慰の意を表するため、国が遺族に対して記名国債※1を支給しているものです。

※1 記名国債

国債権者の氏名を公債証券上に記名して発行する国債

請求手続き

対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下援護法）による遺族年金」などを受ける人（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人が請求できます。

1 平成27年4月1日までに「援護法」による弔慰金の受給権を得た人

2 戦没者などの子
3 戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 1から3以外の戦没者などの三親等内の親族（おい、めいなど）
戦没者などの死亡時まで引き続く1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

合計25万円分の記名国債を支給します。年1回5万円ずつ、5年かけて現金化できます。

手続きの流れ

社会課窓口で請求書類を受け取る（戸籍など必要なものについて確認してください）

請求書類に記載の上、戸籍など必要な書類と一緒に社会課窓口に出す

市からお知らせが届き次第、社会課窓口で記名国債を受け取る

記名者が償還金支払場所（郵便局）で現金化

請求期間

平成30年4月2日まで
請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなるので、注意してください。

第十回特別弔慰金に係る手続きは、平成27年度から平成30年4月2日までの期間内に1度のみです。既に手続きを完了されている人は改めての手続きは不要です。

請求手続きに必要なもの

▽請求書類など（窓口で交付します）

・戦没者などの遺族に対する特別弔慰金請求書
・第十回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
・戦没者などの遺族の現況などについての申立書

・特別弔慰金請求同意書（同順位者がいる場合）
▽印鑑

▽平成27年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本など※2
※2 請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか、遺族の現在の状況などで必要となる書類が異なります。詳細は窓口で確認してください。